

議案第 115 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「100 分の 162.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 162.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 162.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

令和 6 年 12 月 13 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため提案するものであります。